

Q タイターの代表取締役副社長が副会長をつとめる(社)日本アミューズメントマシン工業協会(JAMMA)の適正景品のガイドラインに、「他社の知的財産権を侵害することがないようにすべきである」「次に掲げる物品等をゲームセンター等に設置されるアミューズメントマシンにおいて提供される景品として製造・販売・流通してはならない。 酒類、および酒をモチーフにした商品」とありますが？

A タイターの説明によると

「著作権についてはわからないのでAVEXに聞いてください。あくまでも「米」と書いてあるピンを持たせてあるだけで中にお酒は入っていないです。問題があるとは思っていません。」

Q モナー(AAキャラ)とのまネコの違いは？

A AVEXによると

「モナーとのまネコは別物ですが、具体的な違いは申し上げられません。お客様の主観におまかせしております。」

Q はっきり言ってモナーどうでもいい

A この問題はモナーだけの問題ではありません。著作権の軽視やフォークロアの商用独占など、簡単に別のものに置き換えることが出来てしまいます。悪しき前例を作らないといった意味合いもこの活動に含まれています。

Q 確か、のまネコグッズの商標登録は取り下げたのでは？

A いいえ、AVEXは白い猫の商標登録は取り下げましたが「のまネコ」という文字だけの登録は取り下げしていません。そのために続・のまネコグッズが続々発売されていきました。「のまネコ」の文字が印刷されています。絵と文字の2つを商標登録していたことは、TV報道では触れていません。

Q そういえば、のまネコの商標登録取り下げたのに最近、のまネコグッズを見かけたような...

A 「のまネコ」の文字だけの商標登録は取り下げていないのでタイター、ストラップや、のまネコ米酒等を続々販売しています。「のまのまイエイ」などと歌いながら、酒をイッキ飲みしているので、ASK(アルコール薬物問題全国市民協会)が9月13日付けでAVEX本社社長宛に緊急の要望書を発送しましたが、完全に無視されました。この事は、TV報道では触れられていません。

Q 松浦社長が謝罪したそうですが？

A 謝罪したとされているのは、mixi(招待無しでは利用できない会員制サイト)内での事です。また、「プライベートをさらけ出す部分もあるので、ここに書いてあることは松浦勝人の公としての発言ではなく、あくまで私的なものでありますから、mixiでの発言にはいっさい責任は持ちたくありません(笑)あしからず」と書かれています。

謝罪している部分は、「当社の対応の遅さに問題があったことはお詫びします。」だけです。そしてAVEXによると「AVEX社として公式に謝罪するものではない」とのことです。

Q AVEXは既に謝罪したのでは？

A 「お詫び申し上げます」との一文が含まれていますが、相変わらずのまネコで商売続行中です。

Q ロイヤリティー(ライセンス料)はもらわない事になったからいいのでは？

A 「受け取る予定であった「のまネコ」の商品化に対するロイヤリティー」ですので、1、前払いならすでにもらっている、2、別の名目でもらう、と言う事も考えられます。タイターに前払いしたのかどうか質問したところ協議中とのこと。お金払ったかどうか協議中とはどういうことなのでしょう？

Q どうすればこの様な大騒動にならずに済んだのでしょうか？

A 最初から、全く別のキャラクターにすれば問題なかったのです。もしくはモナー等として売り出しても、独占しようとしなければ問題ありませんでした。明らかにモナー等のAAキャラが使われているのにオリジナルと言い張り、のまネコとして販売、もしくはのまネコ販売に利用したため、多くの人に誤解を与え今でもモナー=のまネコと思っている消費者の方が大勢います。騒動初期の段階で、モナー等を使用していた事を認め謝罪し、そのことをきちんと発表していればここまで騒動が大きくなりませんでした。